

## 【 パブリックコメント実施要領 】

### 昭島市総合基本計画（素案）についての意見募集

#### 1 意見募集の対象

昭島市総合基本計画審議会では、令和4年度以降の市と市民共通のまちづくりの指針となる「昭島市総合基本計画」の策定に向けた取組を進めています。

策定にあたり、「昭島市総合基本計画（素案）」について、広く市民の皆様のご意見を募集します。

#### 2 募集期間

令和3年9月16日（木）～令和3年10月15日（金）17時まで

※郵送の場合は、10月15日の消印有効

#### 3 資料の入手方法

昭島市総合基本計画（素案）については、次の方法で入手・閲覧することができます。

##### (1) インターネットによる閲覧・ダウンロード

昭島市ホームページ (<https://www.city.akishima.lg.jp>)

市政情報→ご意見・お問い合わせ→パブリックコメント→意見募集→

昭島市総合基本計画（素案）について



##### (2) 窓口での配布・閲覧

次の窓口で配布します。また、閲覧することも可能です。

- |                    |                       |
|--------------------|-----------------------|
| ◇市役所 3階企画部総合基本計画担当 | ◇同 1階総合案内カウンター        |
| ◇東部出張所             | ◇市民交流センター             |
| ◇松原町コミュニティセンター     | ◇勤労商工市民センター           |
| ◇あいぼっく（保健福祉センター）   | ◇各高齢者福祉センター           |
| ◇児童センター「ぱれっと」      | ◇環境コミュニケーションセンター      |
| ◇水道部               | ◇各市立会館（大神会館・富士見会館を除く） |
| ◇総合スポーツセンター        |                       |
| ◇アキシマエンシス国際交流教養文化棟 | ◇KOTORIホール（市民会館）・公民館  |

##### (3) 郵送での送付

郵送による送付を希望される方は、切手390円分を貼付した返信用封筒（A4サイズの冊子が入るもの。住所、氏名及び郵便番号を明記）を同封の上、送付してください。

郵送先：〒196-8511 昭島市田中町1-17-1 昭島市企画部総合基本計画担当 宛

#### 4 意見の提出方法

次のいずれかの方法で意見書を提出してください。意見書の様式は、この要領の最後に添付してあります。（※添付した様式を直接使用しなくても、様式の内容を項目順に全て記載していただければ、意見を提出する方の作成したものでかまいません。）なお、意見書を提出していただいた方に連絡が必要となる場合もあります。意見の提出者の連絡先に関する事項（氏名（企業・団体の場合はその名称）、住所及び電話番号）は、明記していた

だきますようお願いいたします。

(1) 窓口に提出

意見書の様式に従い、A4サイズで意見書を作成し、市役所3階総合基本計画担当に直接お持ちください。

(2) 郵送

意見書の様式に従い、A4サイズで意見書を作成し、封書で送付してください。なお、封筒に朱書きで「昭島市総合基本計画（素案）についての意見」と記載してください。

郵送先：〒196-8511 昭島市田中町1-17-1 昭島市企画部総合基本計画担当 宛

(3) ファクシミリ

意見書の様式に従い、A4サイズで意見書を作成し、送信してください。

送信先：ファクシミリ番号 042-546-5496

(4) 電子メール

意見書の様式に従い、テキスト形式で送信してください。URLへの直接リンクによるご意見はお受けできませんので、あらかじめご了承ください。なお、電子メールの件名は「昭島市総合基本計画（素案）についての意見」としてください。また、氏名及び連絡先は、必ず本文中に記載してください。

送信先：電子メールアドレス [sougoukeikaku@city.akishima.lg.jp](mailto:sougoukeikaku@city.akishima.lg.jp)



注 電話でのご意見はお受けできませんので、あらかじめご了承ください。

## 5 注意事項

- (1) 意見書は、A4サイズで作成してください。
- (2) 意見書は、日本語で作成してください。
- (3) 提出いただきましたご意見については、氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き、全て公開される可能性があることを、あらかじめご承知おきください。
- (4) 募集期間内に到着しなかったもの及び次のいずれかに該当するものについては、無効とします。
  - ア 個人や特定の団体を誹謗中傷するもの
  - イ 個人や特定の団体の財産又はプライバシーを侵害するもの
  - ウ 個人や特定の団体の著作権を侵害するもの
  - エ 公序良俗に反するもの
  - オ 営業活動等営利を目的としたもの
- (5) 提出いただきましたご意見に対する個別の回答はいたしかねますのでご了承ください。

## 6 問合せ先

昭島市企画部総合基本計画担当 電話：042-544-5111 内線2373



